

統計資料 26-N o.17

平成25年11月1日調査

# 2013年漁業センサス

## 調査結果報告書

海面漁業調査

島根県政策企画局統計調査課

# 目 次

<b>利用にあたって</b>	.....	1
<b>調査結果の概要</b>	.....	13
<b>海面漁業調査</b>		
1 漁業経営体		
(1) 経営組織別経営体数	.....	14
(2) 経営体階層別経営体数	.....	15
(3) 主とする漁業種類別経営体数	.....	16
(4) 営んだ漁業種類別経営体数（延数）	.....	17
(5) 漁獲物販売金額別経営体数	.....	18
2 個人漁業経営体		
(1) 経営体階層別個人経営体数	.....	19
(2) 専兼業別個人経営体数	.....	20
(3) 専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数	.....	21
(4) 後継者の有無別個人経営体数	.....	22
(5) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数	.....	23
3 海面養殖業		
(1) 営んだ養殖種類別経営体数（延数）	.....	24
4 漁業就業者		
(1) 年齢別漁業就業者数	.....	25
5 漁 船		
(1) 漁船種類別隻数・トン数	.....	26
(2) 動力漁船規模別隻数	.....	27

## 統 計 表

### - 海面漁業調査 -

#### ○漁業経営体統計

##### I 経営体階層別統計

1 漁業経営体の基本構成	.....	29
(1) 総括	.....	29
(2) 個人経営体	.....	30
(3) 会社	.....	31
(4) 漁業生産組合	.....	31
(5) 共同経営	.....	32
2 主とする漁業種類別経営体数	.....	33
3 営んだ漁業種類別経営体数	.....	37
4 経営組織別経営体数	.....	41
5 漁船使用の有無別経営体数	.....	41
6 動力漁船保有隻数別経営体数	.....	41
7 漁獲販売金額別経営体数	.....	42
8 海面養殖の販売金額別経営体数	.....	43
9 11月1日現在海上作業を営んでいる経営体数と営んでいない経営体数	.....	44
10 漁獲物の出荷先別経営体数	.....	44
11 主な漁獲物の出荷先別経営体数	.....	44

##### II 経営組織別統計

1 漁業経営体の基本構成	.....	45
(1) 総括	.....	45

<b>III 主とする漁業種類別統計</b>	
1 漁業経営体の基本構成	46
2 経営組織別経営体数	47
3 動力漁船保有隻数別経営体数	47
4 営んだ漁業種類別経営体数	48

#### ○個人経営体統計

<b>I 経営体階層別統計</b>	
1 主とする漁業種類別経営体数	52
2 家族・雇用者別11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	55
(1) 家族	55
(2) 雇用者	55
3 漁獲販売金額別経営体数	56
4 海面養殖の販売金額別経営体数	57
5 自営漁業の専兼業別経営体数	58
6 漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	59
7 専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別経営体数	60
8 自営漁業の後継者の有無別経営体数	65
9 世帯員数別経営体数	65
10 漁獲物の出荷先別経営体数	66
11 漁獲物の主な出荷先別経営体数	66
<b>II 専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別統計</b>	
1 主とする漁業種類別経営体数	67
2 漁獲販売金額別経営体数	71
3 海面養殖の販売金額別経営体数	72
4 自営漁業に従事した世帯員数別経営体数	73
5 自営漁業の後継者の有無別経営体数	73
6 世帯員数別経営体数	73
7 漁獲物の出荷先別経営体数	74
8 漁獲物の主な出荷先別経営体数	74
9 営んだ兼業種類別経営体数	75
10 自営漁業従事者は漁業のみの経営体数	75
11 自営漁業専業以外で漁業のみの経営体数	75

#### ○沿岸漁業層の操業タイプ別統計

1 漁業経営体の基本構成	76
2 経営体階層別経営体数	76
3 経営組織別経営体数	76

#### ○中小・大規模経営体統計

<b>I 中小・大規模経営体の主従組合せ統計の漁業種類別統計</b>	
1 主とする漁業種類と従とする漁業種類の組合せ別経営体数	77

#### ○海面養殖業経営体統計

1 ひらめ養殖	79
(1) 採捕・養殖の組合せ別経営体数	79
(2) 養殖施設	79
(3) 養殖面積	79
(4) 養殖施設の稼働割合別経営体数	79
2 かき類養殖	80
(1) 採捕・養殖の組合せ別経営体数	80
(2) 養殖面積	80
3 わかめ類養殖	80

(1) 採捕・養殖の組合せ別経営体数	80
(2) 幹縄の長さ	80
4 海面養殖を主とする経営体(経営規模別)	81
主とする養殖種類 かき類養殖	81
(1) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	81
(2) 漁獲金額別経営体数	81
主とする養殖種類 わかめ類養殖	82
(1) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	82
(2) 漁獲金額別経営体数	82

## ○漁業就業者統計

I 経営体階層別統計	
1 個人経営体出身で自営漁業のみの海上作業従事日数別漁業就業者数	83
2 個人経営体出身で自営漁業とそれ以外の仕事との主従別漁業就業者数	83
3 個人経営体出身で自営漁業のみの男女別・年齢階層別漁業就業者数	84
II 自営・漁業雇われ区分(漁業就業者)別統計	
1 男女別・年齢階層別漁業就業者数	87
III 男女別・年齢階層別統計	
1 個人経営体出身で自営漁業のみの主として従事した漁業種類別漁業就業者数	88
2 個人経営体出身で自営漁業のみの漁業のみに従事した漁業就業者数	91
3 個人経営体出身で自営漁業の主従別兼業種類別漁業就業者数	91

## ○11月1日現在の海上作業従事者統計

I 経営体階層別統計	
1 家族・雇用者別漁業従事者数	92

## ○漁船に関する統計

I 経営体階層別統計	
1 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	93
2 動力漁船隻数・トン数	94
II 漁船トン数規模別統計	
1 動力漁船隻数・トン数	95
2 出漁日数別動力漁船隻数	95
3 主とする漁業種類別動力漁船隻数	96

## ○漁業世帯員(個人経営体出身)統計

I 経営体階層別統計	
1 15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	99
2 自営漁業・漁業雇われ別漁業のみに従事した世帯員数	99
II 男女別・年齢階層(漁業従事世帯員)別統計	
1 15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	100
2 自営漁業・漁業雇われ別漁業のみに従事した世帯員数	100
III 漁業従事世帯員の漁業従事状況別統計	
1 15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	101
IV 自営漁業専兼業別統計	
1 15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	102

# 利 用 に あ た つ て

## 1 調査の目的

2013年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 根拠法規

漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査。

## 3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	<u>漁業経営体調査</u>	農林水産省   都道府県   市町村   調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省   地域センター等   調査員	
	漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省   地域センター等   調査員	
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査		自計報告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

注) この報告書は、都道府県を通じて実施した調査（表中の下線部分）の結果について掲載。

## 4 調査の対象

### (1) 海面漁業調査

#### ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の

規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりで、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取り決めがあり、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に關係する組織

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力 (7.5 kW) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

## 5 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

## ウ 海面漁業地域調査 生産条件、活性化のための取組

### (2) 内水面漁業調査

#### ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

#### イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

### (3) 流通加工調査

#### ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

#### イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

## 6 調査期日

平成 25 年 11 月 1 日現在(流通加工調査は平成 26 年 1 月 1 日現在)で実施した。

## 7 調査方法

### (1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配付・回収を行う自計報告調査  
(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法) の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

### (2) 流通加工調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配付・回収を行う自計報告調査  
(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法) の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

## 8 数値について

### (1) この統計表の数値は確定値である。

### (2) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

### (3) 表中に用いた記号の用法は以下のとおりである。

「0」： 単位未満のもの

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「△」： 負数又は減少したもの

「X」： 秘密保護上統計数値を公表しないもの

## 9 用語等の解説

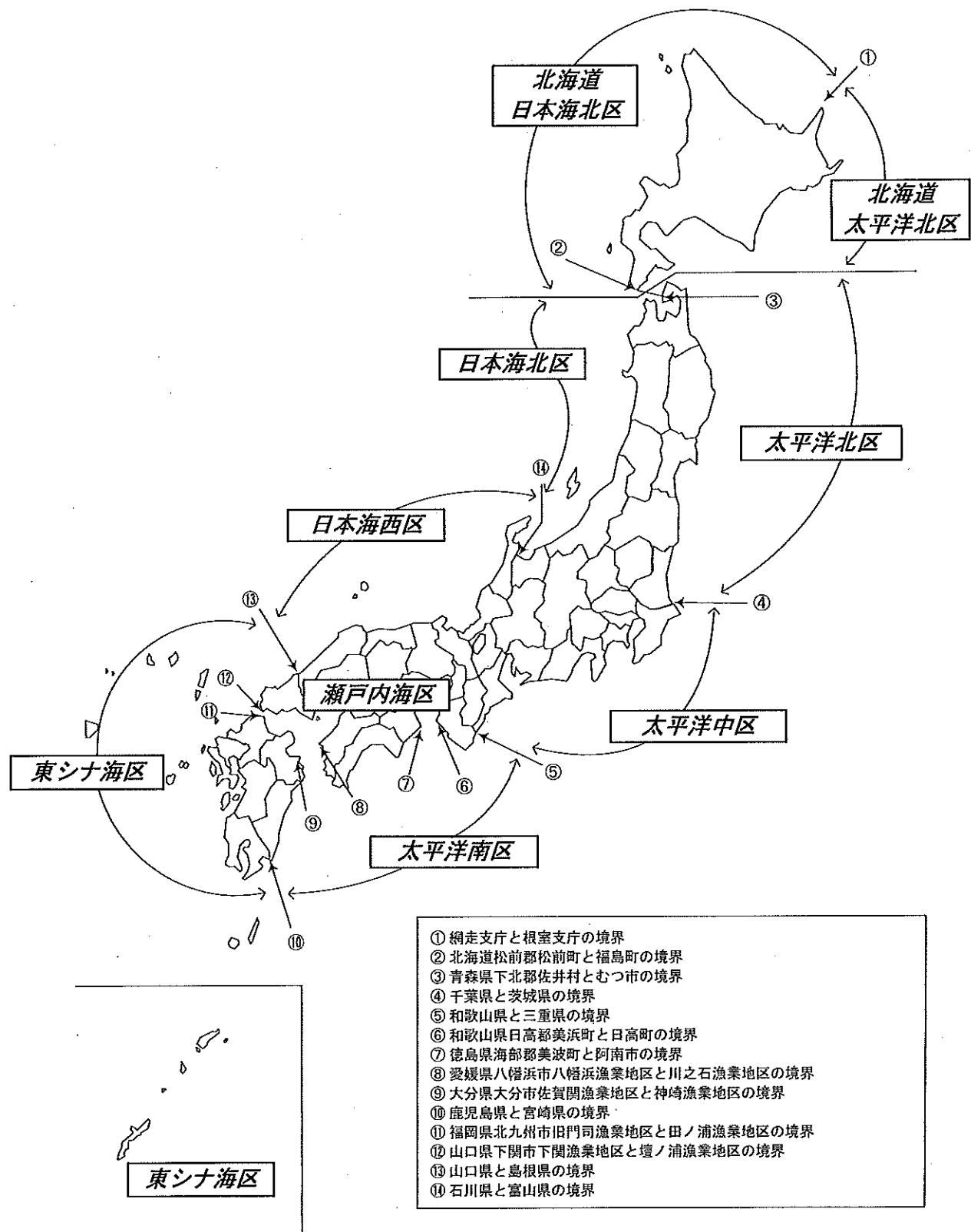
### 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間。
漁業経営体	<p>過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。</p> <p>ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。</p>
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	<p>漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方針により決定した。</p> <p>(1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。</p> <p>大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。</p> <p>(2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。</p> <p>上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網

	及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類。具体的には33～36ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものといい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</li> <li>b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</li> <li>c 採苗（さいびよう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業</li> </ul> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 採苗、飼育に関する養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）での</li> </ul>

	<p><b>すべての作業</b></p> <p>b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除</p> <p>c 池及び水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>e 収穫物の取り上げ作業</p>
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあつた場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかつたが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図（7ページ）のとおり。

## 10 大海区区分図



別表 2013年漁業センサス全国漁業種類

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明
底 び き 網	遠洋底びき網	101	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線
	以西底びき網	102	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線
	1そうびき	103	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイ、ロ及びハから成る線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）
沖 合 底 び き 網	2そうびき	104	1そうびきで行うもの
	小型底びき網	105	2そうびきで行うもの
船 び き 網		106	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（法定知事許可漁業）
まき網	大中型まき網	107	海底以外の中層若しくは表層をえい網する網具（ひき回し網）又は停止した船（いかりで固定するほか、潮帆又はエンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものも含む。）にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して行うものは、法定知事許可漁業）
	1そうまき遠洋かつお・まぐろ	107	1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋（太平洋中央海区（東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。））又はインド洋海区（南緯19度59分35秒以北（ただし、東経95度4秒から東経119度59分56秒の間の海域については、南緯9度59分36秒以北）のインド洋の海域）で操業するもの
	1そうまき近海かつお・まぐろ	108	1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、大中型遠洋かつお・まぐろまき網に係る海域以外で操業するもの
	1そうまきその他	109	1そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの
	2そうまき	110	2そうまきで行うもの
中・小型まき網		111	指定漁業以外のまき網（総トン数5トン以上40トン未満の船舶により行う漁業は、法定知事許可漁業）
刺網	さけ・ます流し網	112	流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（総トン数30トン以上の動力漁船により行うものは指定漁業、30トン未満の動力漁船により行うものは法定知事許可漁業）
	かじき等流し網	113	総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（東経127度59分52秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域において行うものは特定大臣許可漁業、それ以外のものは届出漁業（知事許可等を要するものもある。））
	その他の網	114	流し網又は刺網を使用して行う漁業でさけ・ます流し網及びかじき等流し網以外のもの（太平洋の公海（我が国又は外国の排他的經濟水域を除く。）において動力漁船により行うものは、特定大臣許可漁業）

全国漁業種類名	全国漁業種類番号	内 容 説 明
さんま棒受網	115	棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業（北緯34度54分6秒の線以北、東経13度53分18秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数10トン以上の動力漁船により行うものは、指定漁業）
大型定置網	116	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては、15メートル）以上であるもの（瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）
さけ定置網	117	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものであり、北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの
小型定置網	118	定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの
その他の網漁業	119	網漁業であって底びき網、船びき網、まき網、刺網、敷網及び定置網以外のもの ○ 陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業（例：地びき網） ○ 敷網を使用して行う漁業であってさんま棒受網以外のもの（例：張り網、四つ手網、棒受網（あじ、さば等）、込ませ網、あんこう網、（沖縄式）追込み網） ○ その他（例：建干し網、建切り網、たもすくい（さば）、すくい網、投網）
はえ繩	遠洋まぐろはえ繩	総トン数120トン（昭和57年7月17日以前に建造され、又は建造に着手されたものにあっては、80トン。以下釣漁業の項において同じ。）以上の動力漁船により、浮きはえ繩を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	近海まぐろはえ繩	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあっては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、浮きはえ繩を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	沿岸まぐろはえ繩	浮きはえ繩を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業であって遠洋まぐろはえ繩及び近海まぐろはえ繩以外のもの（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業（知事許可等を要するものもある。））
	その他のはえ繩	はえ繩を使用して行うまぐろはえ繩以外の漁業（東シナ海の海域において総トン数10トン以上の動力漁船により行うもの、大西洋又はインド洋の海域において動力漁船により行うもの及び太平洋の公海（我が国又は外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により行うものは、特定大臣許可漁業）
釣	遠洋かつお一本釣	総トン数120トン以上の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	近海かつお一本釣	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあっては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	沿岸かつお一本釣	釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業であって遠洋かつお一本釣及び近海かつお一本釣以外のもの
	遠洋いか釣	総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（指定漁業）（ただし、北緯20度の線以北、東経169度59分44秒の線以西の太平洋の海域（ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を含む。）において釣りによっていかをとることを目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行うものは、「近海いか釣に含める。）
	近海いか釣	総トン数30トン以上200トン未満の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	沿岸いか釣	釣りによっていかをとることを目的とする漁業であって遠洋いか釣及び近海いか釣以外のもの（総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業（知事許可等を要するものもある。））

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明
釣	ひき縄釣	130	ひき縄を使用して行う漁業(かつお又はまぐろをとることを主たる目的とするものを含む。)
	その他の釣	131	はえ縄以外の釣漁業であってかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの
	小 型 捕 鯨	132	動力漁船によりもりづつを使用してみんくくじら又は歯くじら(まっこうくじらを除く。)をとる漁業(指定漁業)
	潜 水 器 漁 業	133	潜水器を使用して行う漁業
	探貝・探藻	134	探貝:小型底びき網、潜水器漁業等以外の貝をとることを目的とする漁業 探藻:潜水器漁業等以外の海藻をとることを目的とする漁業
	その他の漁業	135	<p>前記以外の全ての漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 針に引っかけてとるもの(例:文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり)</li> <li>○ 捕鯨以外のほこ、もり等で突き刺してとるもの(例:突きん棒、貝を除く見突き)</li> <li>○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの(例:たこかぎ、うなぎ鎌)</li> <li>○ 採藻以外のはさむ、ねじる等の方法によりとるもの(例:うなぎはさみ)</li> <li>○ えり漁業(例:すだて、羽瀬)</li> <li>○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの(探貝を除く。次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とするものは指定漁業、総トン数10トン以上の動力漁船によりかごを使用してずわいがにをとることを目的とするもの及び大西洋又はインド洋の海域において動力漁船によりかごを使用して行うものは特定大臣許可漁業)           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的經濟水域、領海及び内水</li> <li>ロ 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線</li> <li>(2) 北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線</li> <li>(3) 北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線</li> <li>(4) 北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線 (例:たこつぼ、かにかご、あなご筒)</li> </ul> </li> <li>○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの (例:柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ(釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。))</li> </ul> </li> </ul>

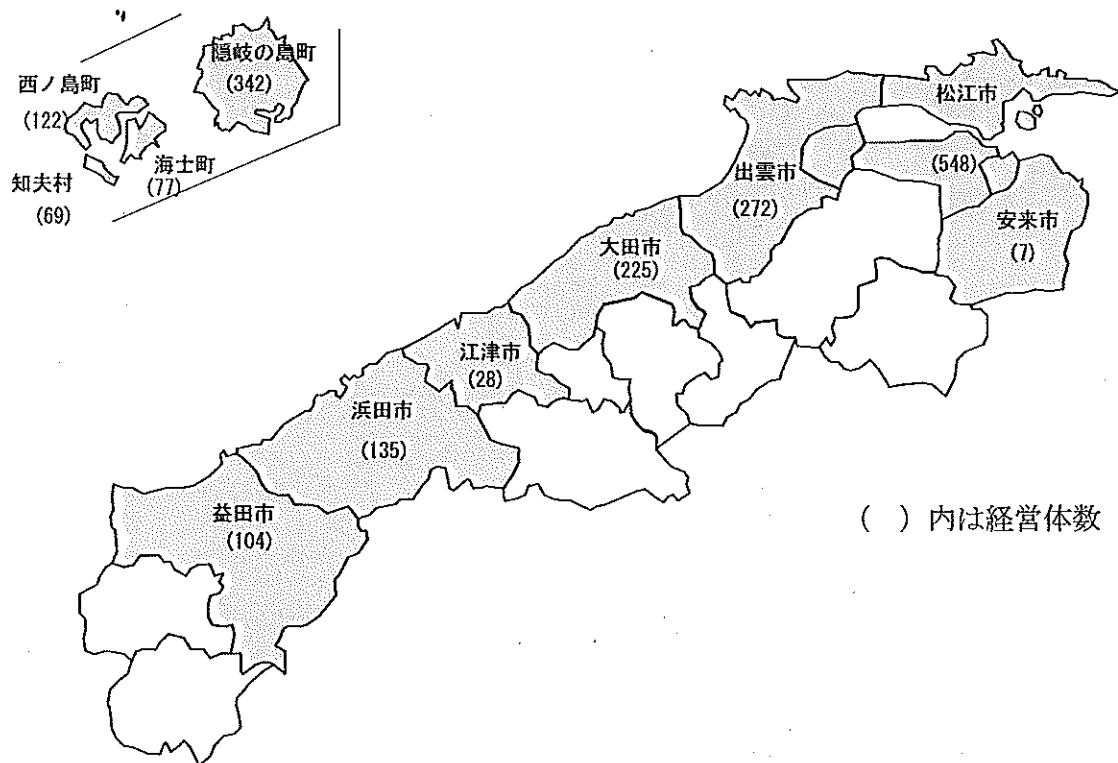
全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明
海面養殖 (種苗養殖を含む)	ぎんざけ養殖	136	主としてぎんざけを養殖するもの
	ぶり類養殖	137	主としてぶり類を養殖するもの
	まだい養殖	138	主としてまだいを養殖するもの
	ひらめ養殖	139	主としてひらめを養殖するもの
	まぐろ類養殖	140	主としてまぐろ類を養殖するもの
	その他魚類養殖	141	主として上記以外の魚類を養殖するもの
	ほたてがい養殖	142	主としてほたてがいを養殖するもの
	かき類養殖	143	主としてかき類を養殖するもの
	その他の貝類養殖	144	主として上記以外の貝類を養殖するもの
	くるまえび養殖	145	主としてくるまえびを養殖するもの
	ほや類養殖	146	主としてほや類を養殖するもの
	その他の水産動物類養殖	147	主として上記以外の水産動物類を養殖するもの
	こんぶ類養殖	148	主としてこんぶ類を養殖するもの
	わかめ類養殖	149	主としてわかめ類を養殖するもの
	のり類養殖	150	主としてのり類を養殖するもの
	その他の海藻類養殖	151	主として上記以外の海藻類を養殖するもの
	真珠養殖	152	海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの
	真珠母貝養殖	153	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの



# 調査結果の概要

## 調査対象市町村

(11市町村、1,929 経営体)



## 主要指標

( )内は対前回比で、単位は%

項目	単位	島根県		全国		順位		
		平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	全国 (39都道府県)	日本海西区 (6府県)	中國 (5県)
漁業経営体数	経営体	2,343	1,929 (△ 17.7)	115,196	94,507 (△ 18.0)	21	1	3
個人経営体	経営体	2,205	1,824 (△ 17.3)	109,451	89,470 (△ 18.3)	21	1	3
団体経営体	経営体	138	105 (△ 23.9)	5,745	5,037 (△ 12.3)	17	1	2
漁業就業者数	人	3,689	3,032 (△ 17.8)	221,908	180,985 (△ 18.4)	22	2	3
男	人	3,499	2,937 (△ 16.1)	187,820	157,117 (△ 16.3)	22	2	3
女	人	190	95 (△ 50.0)	34,088	23,868 (△ 30.0)	29	3	4

※日本海西区に属する兵庫県については、  
同区に面した地域のみで順位を算出。

## I 海面漁業調査

### 1 漁業経営体

#### (1) 経営組織別経営体数

=減少を続ける漁業経営体=

漁業経営体は1,929経営体で、平成20年に実施した2008年漁業センサス（以下「前回」という）と比べ414経営体減少した。

経営組織別にみると、「会社」が4経営体増加し、「個人経営」「漁業協同組合」「共同経営」「その他」が減少した。

また、昭和63年からの25年間で漁業経営体数は半減した。

図1 経営体数

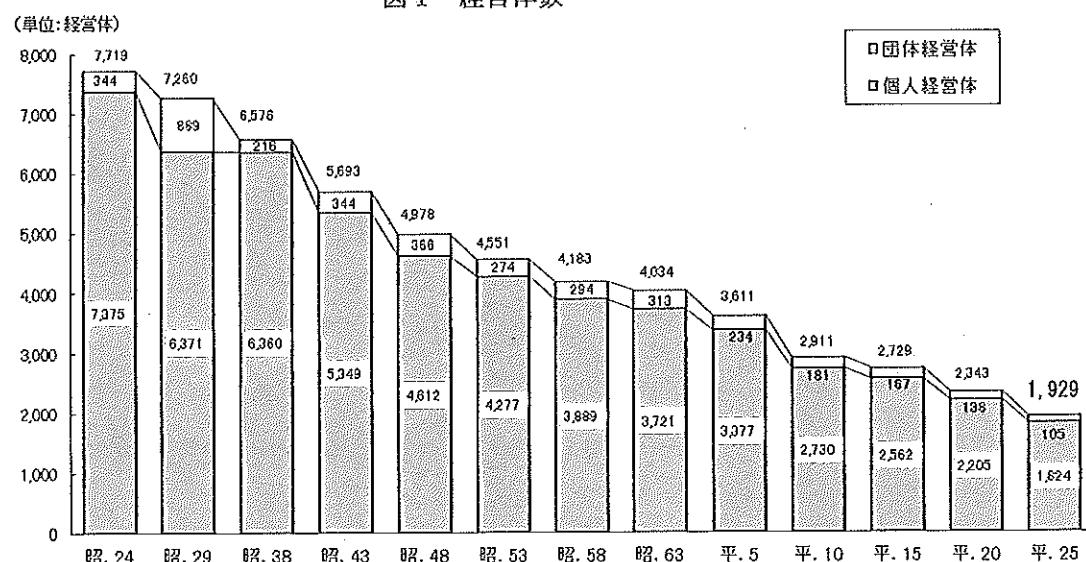


表1 経営組織別経営体数

単位:経営体・%

区分	総 数	個人経営	会 社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
昭 和 2 4 年	7,719	7,375	15	-	-	327	2
昭 和 2 9 年	7,260	6,371	9	11	13	853	3
昭 和 3 8 年	6,576	6,360	16	12	12	173	3
昭 和 4 3 年	5,693	5,349	19	13	11	297	4
昭 和 4 8 年	4,978	4,612	46	8	14	294	4
昭 和 5 3 年	4,551	4,277	62	5	18	184	5
昭 和 5 8 年	4,183	3,889	85	11	18	173	7
昭 和 6 3 年	4,034	3,721	90	9	15	193	6
平 成 5 年	3,611	3,377	88	8	9	123	6
平 成 1 0 年	2,911	2,730	77	3	8	88	5
平 成 1 5 年	2,729	2,562	70	4	6	84	3
平 成 2 0 年	2,343	2,205	58	2	3	74	1
平 成 2 5 年	1,929	1,824	62	-	3	40	-
H20との比較 増 減 数	△ 414	△ 381	4	△ 2	0	△ 34	△ 1
比 較 増 減 率	△ 17.7	△ 17.3	6.9	△ 100.0	0.0	△ 45.9	△ 100.0

※「その他」について、平成20年漁業センサスから学校及び試験場は調査の対象外となった。

## (2) 経営体階層別経営体数

=1~3トン未満が大きく減少=

漁業経営体を経営体階層別にみると、「船外機付漁船」が640経営体（構成比 33.2%）と最も多く、次いで「動力漁船1~3トン未満」が423経営体（同21.9%）、「動力漁船3~5トン未満」が392経営体（同20.3%）であった。

前回に比べ増加したのは、「海面養殖」が5経営体（7.2%）、「動力漁船100~200トン未満」が2経営体（50.0%）であった。

一方で、減少したのは「動力漁船1~3トン未満」が135経営体（△24.2%）、「動力漁船3~5トン未満」が83経営体（△17.5%）などであった。

図2 経営体階層別経営体数の構成割合

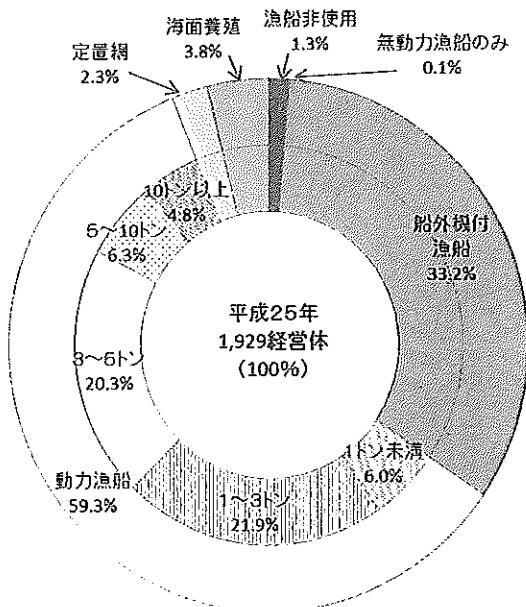


表2 経営体階層別経営体数

区分	漁業経営体数									H2Oとの比較			
	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年				
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	構成比	増減数	増減率		
総数	3,611	100.0	2,911	100.0	2,729	100.0	2,343	100.0	1,929	100.0	△ 414	△ 17.7	
漁船非使用	24	0.7	19	0.7	24	0.9	26	1.1	25	1.3	△ 1	△ 3.8	
無動力漁船のみ	11	0.3	3	0.1	6	0.2	2	0.1	1	0.1	△ 1	△ 50.0	
船外機付漁船	...	...	...	...	...	...	709	30.3	640	33.2	△ 69	△ 9.7	
動力漁船使用	1トン未満	1,240	34.3	981	33.7	960	35.2	174	7.4	116	6.0	△ 58	△ 33.3
	1~3トン未満	957	26.5	757	26.0	712	26.1	558	23.8	423	21.9	△ 135	△ 24.2
	3~5トン未満	672	18.6	570	19.6	540	19.8	475	20.3	392	20.3	△ 83	△ 17.5
	5~10トン未満	239	6.6	207	7.1	188	6.9	171	7.3	121	6.3	△ 50	△ 29.2
	10~30トン未満	85	2.4	77	2.6	82	3.0	79	3.4	70	3.6	△ 9	△ 11.4
	30~100トン未満	22	0.6	17	0.6	12	0.4	7	0.3	6	0.3	△ 1	△ 14.3
	100~200トン未満	25	0.7	21	0.7	12	0.4	4	0.2	6	0.3	2	50.0
	200トン以上	21	0.6	15	0.5	15	0.5	11	0.5	11	0.6	0	0.0
	大型定置網	33	0.9	31	1.1	26	1.0	18	0.8	17	0.9	△ 1	△ 5.6
	小型定置網	98	2.7	82	2.8	58	2.1	40	1.7	27	1.4	△ 13	△ 32.5
地びき網	6	0.2	5	0.2	1	0.0	...	...	...	...	...	...	...
海面養殖	178	4.9	126	4.3	93	3.4	69	2.9	74	3.8	5	7.2	

注1) 船外機付漁船について、平成15年以前は動力漁船1トン未満に含まれている。

注2) 地びき網について、平成20年以降は該当する魚松の区分に含まれている。

### (3) 主とする漁業種類別経営体数

#### =釣(その他)、採貝・採藻で大幅な減少=

主とする漁業種類別経営体数をみると、「採貝・採藻」が593経営体と最も多く、次いで「釣(その他)」が552経営体、「釣(いか釣)」が254経営体であった。

前回と比べ増加したのは「海面養殖」が5経営体(7.2%)、「まき網」が3経営体(30.0%)であった。

一方、上記以外は減少し、特に「釣(その他)」で145経営体(△20.8%)、「採貝・採藻」で135経営体(△18.5%)と大幅に減少した。

(単位:経営体)

図3 主とする漁業種類別経営体数

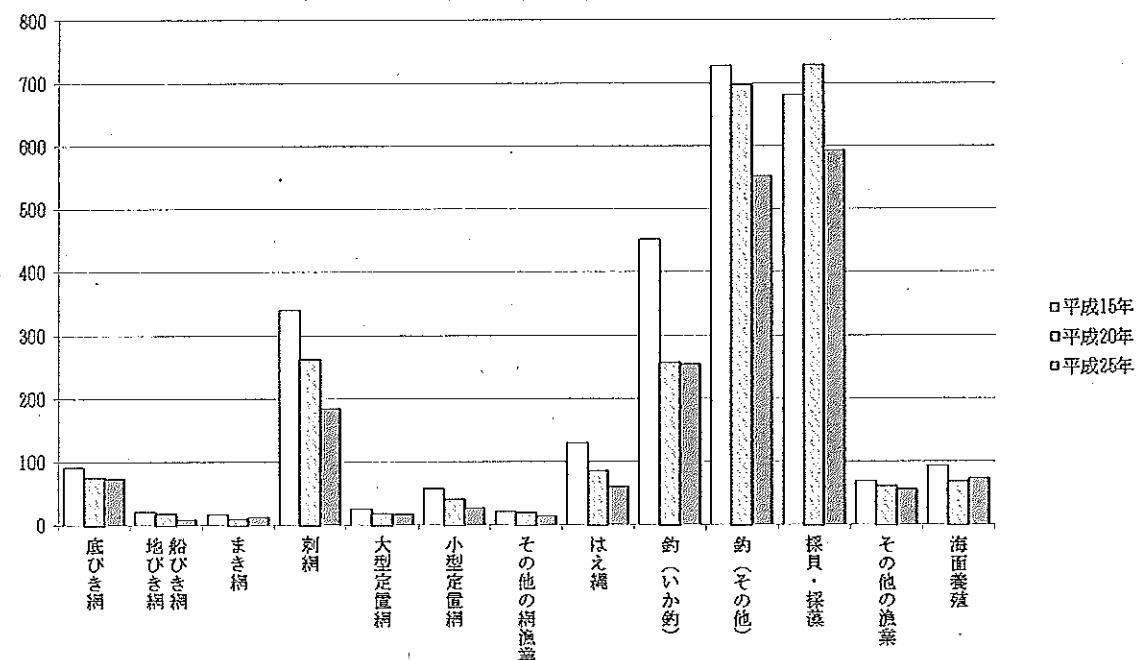


表3 主とする漁業種類別経営体数

単位: 経営体、%

区分	漁業経営体数						H20との比較		
	平成5年		平成10年		平成15年		構成比	増減数	増減率
	構成比		構成比		構成比				
総 数	3,611	100.0	2,911	100.0	2,729	100.0	2,343	100.0	1,929 100.0 △ 414 △ 17.7
底びき網	112	3.1	96	3.3	92	3.4	76	3.2	74 3.8 △ 2 △ 2.6
船びき網	36	1.0	15	0.5	21	0.8	18	0.8	9 0.5 △ 9 △ 50.0
まき網	43	1.2	37	1.3	17	0.6	10	0.4	13 0.7 3 30.0
刺網	479	13.3	357	12.3	340	12.5	263	11.2	184 9.5 △ 79 △ 30.0
敷網	20	0.6	25	0.9	20	0.7	...	...	...
大型定置網	33	0.9	31	1.1	26	1.0	18	0.8	17 0.9 △ 1 △ 5.6
小型定置網	98	2.7	82	2.8	58	2.1	40	1.7	27 1.4 △ 13 △ 32.5
その他の漁業	...	-	-	-	2	0.1	20	0.9	14 0.7 △ 6 △ 30.0
はえ網	161	4.5	146	5.0	130	4.8	86	3.7	61 3.2 △ 26 △ 29.1
釣	いか釣	657	18.2	559	19.2	452	16.6	257	11.0 254 13.2 △ 3 △ 1.2
その他		714	19.8	638	21.9	728	26.7	697	29.7 552 28.6 △ 145 △ 20.8
採貝・採藻	992	27.5	745	25.6	681	25.0	728	31.1	593 30.7 △ 135 △ 18.5
その他の漁業	88	2.4	53	1.8	69	2.5	61	2.6	57 3.0 △ 4 △ 6.6
海面養殖	178	4.9	126	4.3	93	3.4	69	2.9	74 3.8 5 7.2
内水面漁業・養殖	—	—	1	0.0	...	...	...	...	...

注1)「内水面漁業・養殖」は、平成15年漁業センサスから調査していない。

注2)「敷網」は、平成20年漁業センサスから「その他の網漁業」に含まれている。

#### (4) 営んだ漁業種類別経営体数(延数)

=採貝・採藻、釣(その他)で大幅な減少=

営んだ漁業種類別経営体数をみると、「釣(その他)」が1,374経営体で最も多く、次いで「採貝・採藻」が968経営体、「釣(いか釣)」が648経営体であった。

前回と比べ増加したのは、「釣(いか釣)」が4経営体(0.6%)であった。

一方、それ以外は減少し、特に「採貝・採藻」で222経営体( $\triangle 18.7\%$ )、「釣(その他)」で210経営体( $\triangle 13.3\%$ )と大幅に減少した。

(単位:経営体)

図4 営んだ漁業種類別経営体数(延数)

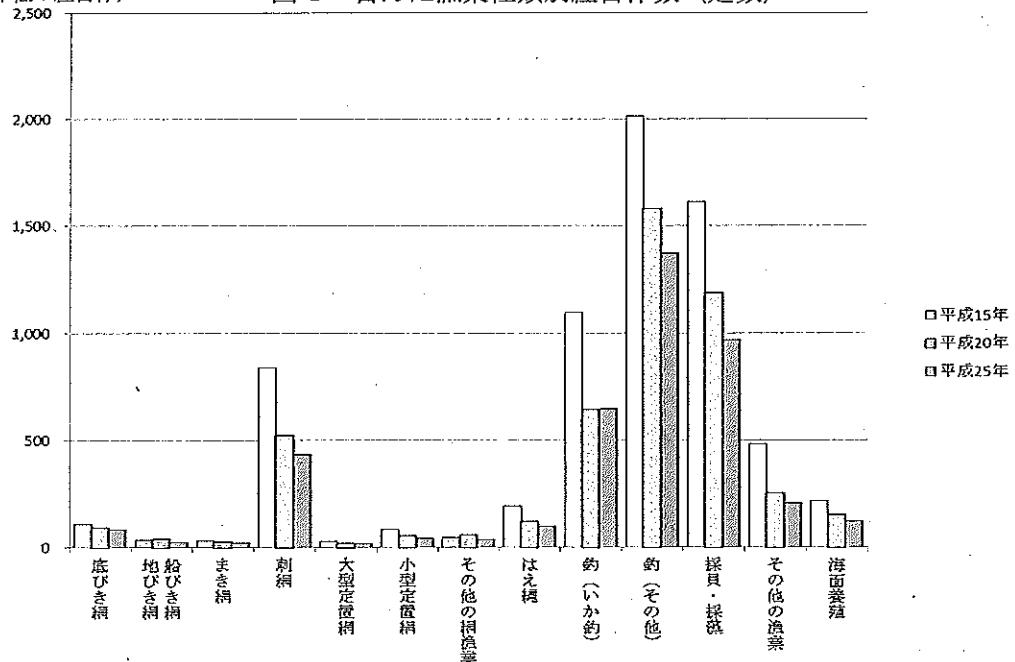


表4 営んだ漁業種類別経営体数(延数)

単位:経営体、%

区分	漁業経営体数					H20との比較	
	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	増減数	増減率
底びき網	227	139	111	92	86	△ 6	△ 6.5
船びき網	101	69	36	40	25	△ 15	△ 37.5
まき網	64	51	33	25	22	△ 3	△ 12.0
刺網	940	667	838	521	435	△ 86	△ 16.5
敷網	55	84	36	...	...	...	...
大型定置網	35	35	29	20	19	△ 1	△ 5.0
小型定置網	150	109	86	54	42	△ 12	△ 22.2
その他の網漁業	...	—	11	58	36	△ 22	△ 37.9
はえ網	276	181	194	121	99	△ 22	△ 18.2
釣	1,321	1,073	1,097	644	648	4	0.6
いか釣	1,321	1,073	1,097	644	648	4	0.6
その他	1,797	1,580	2,013	1,584	1,374	△ 210	△ 13.3
採貝・採藻	2,460	1,874	1,613	1,190	968	△ 222	△ 18.7
その他の漁業	333	206	483	253	209	△ 44	△ 17.4
海面養殖	393	253	218	152	124	△ 28	△ 18.4
内水面漁業・養殖	-	2	...	...	...	...	...

注1)「内水面漁業・養殖」は、平成15年漁業センサスから調査していない。

注2)「敷網」は、平成20年漁業センサスから「その他の網漁業」に含まれている。

## (5) 漁獲物販売金額別経営体数

=100万円未満の割合が最も多い=

漁獲物販売金額別経営体数をみると、「100万円未満」が947経営体（構成比49.1%）と最も多く、次いで「100～500万円」が713経営体（同37.0%）となり、500万円未満が8割以上を占めている。

図5 漁獲物販売金額別経営体数構成比

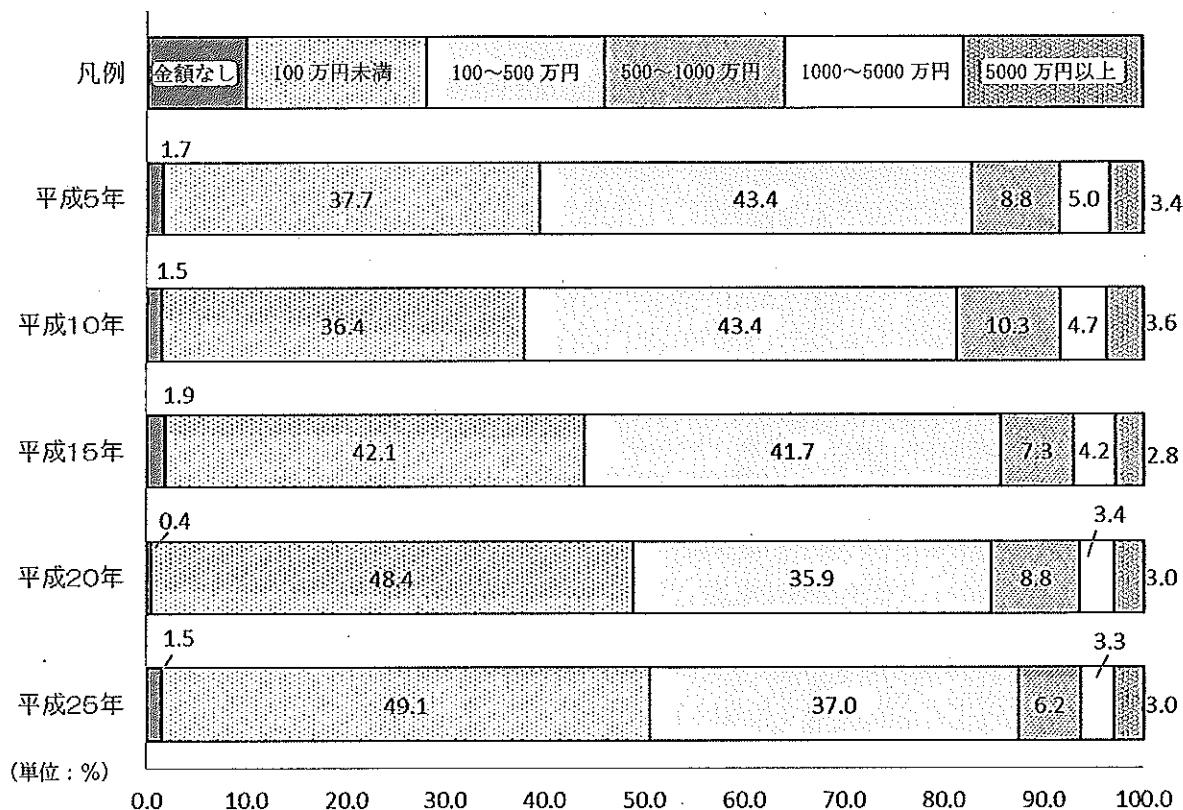


表5 漁獲物販売金額別経営体数

単位：経営体、%

区分	漁業経営体数										H20との比較	
	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年			
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		増減数	増減率
総 数	3,611	100.0	2,911	100.0	2,729	100.0	2,343	100.0	1,929	100.0	△ 414	△ 17.7
漁獲金額なし	62	1.7	44	1.5	53	1.9	10	0.4	29	1.5	19	190.0
100万円未満	1,363	37.7	1,060	36.4	1,148	42.1	1,134	48.4	947	49.1	△ 187	△ 16.5
100～500万円	1,566	43.4	1,262	43.4	1,137	41.7	842	35.9	713	37.0	△ 129	△ 15.3
500～1,000万円	319	8.8	301	10.3	200	7.3	207	8.8	119	6.2	△ 88	△ 42.5
1,000～2,000万円	99	2.7	72	2.5	56	2.1	40	1.7	28	1.5	△ 12	△ 30.0
2,000～5,000万円	81	2.2	66	2.3	59	2.2	40	1.7	35	1.8	△ 5	△ 12.5
5,000万円～1億円	48	1.3	48	1.6	32	1.2	37	1.6	30	1.6	△ 7	△ 18.9
1億～10億円	71	2.0	56	1.9	41	1.5	30	1.3	24	1.2	△ 6	△ 20.0
10億円以上	2	0.1	2	0.1	3	0.1	3	0.1	4	0.2	1	33.3

## 2 個人漁業経営体

### (1) 経営体階層別個人経営体数

= 1~3トン未満が大幅に減少 =

経営体階層別個人経営体数をみると、「船外機付漁船」が638経営体（構成比35.0%）と最も多く、次いで「動力漁船1~3トン未満」が422経営体（同23.1%）、「動力漁船3~5トン未満」が389経営体（同21.3%）であった。

前回と比べ増加したのは、「海面養殖」が10経営体（16.7%）、「動力漁船10トン以上」が2経営体（6.1%）であった。

一方、上記以外は減少し、特に「動力漁船1~3トン未満」で133経営体（△24.0%）と大幅に減少した。

図6 経営体階層別個人経営体数の構成割合

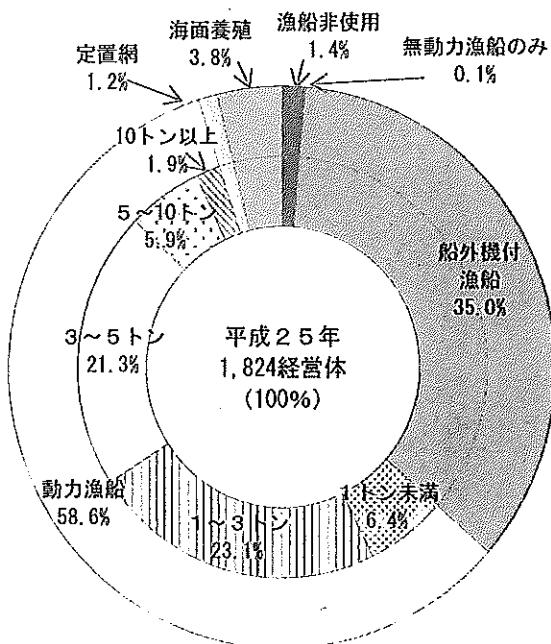


表6 経営体階層別個人経営体数

単位：経営体、%

区分	漁業経営体数							H20との比較			
	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年				
	総数	構成比		構成比		構成比		構成比	増減数	増減率	
総数	3,377	100.0	2,730	100.0	2,562	100.0	2,205	100.0	1,824	100.0	
漁船非使用	24	0.7	19	0.7	23	0.9	26	1.2	25	1.4	
無動力漁船のみ	10	0.3	3	0.1	6	0.2	2	0.1	1	0.1	
船外機付漁船	...	...	...	...	...	...	707	32.1	638	35.0	
動力漁船使用	1トン未満	1,237	36.6	977	35.8	955	37.3	173	7.8	116	6.4
	1~3トン未満	951	28.2	756	27.7	711	27.8	555	25.2	422	23.1
	3~5トン未満	658	19.5	560	20.5	534	20.8	470	21.3	389	21.3
	5~10トン未満	191	5.7	181	6.6	157	6.1	147	6.7	107	5.9
	10トン以上	57	1.7	46	1.7	45	1.8	33	1.5	35	1.9
大型定置網	1	0.0	1	0.0	2	0.1	1	0.0	-	0.0	△ 1 △ 100.0
小型定置網	82	2.4	69	2.5	50	2.0	31	1.4	21	1.2	△ 10 △ 32.3
地びき網	3	0.1	2	0.1	-	...	...	...	...	...	
海面養殖	163	4.8	116	4.2	79	3.1	60	2.7	70	3.8	10 16.7

注1) 船外機付漁船について、平成15年以前は動力漁船1トン未満に含まれている。

注2) 地びき網について、平成20年以降は該当する漁船の区分に含まれている。

## (2) 専兼業別個人経営体数

### ＝専業の割合が最も多い＝

専兼業別個人経営体数をみると、「専業」が776経営体（構成比42.5%）と最も多く、次いで「第2種兼業」が616経営体（同33.8%）、「第1種兼業」が432経営体（同23.7%）であった。

図7 専兼業別個人経営体数及び構成比

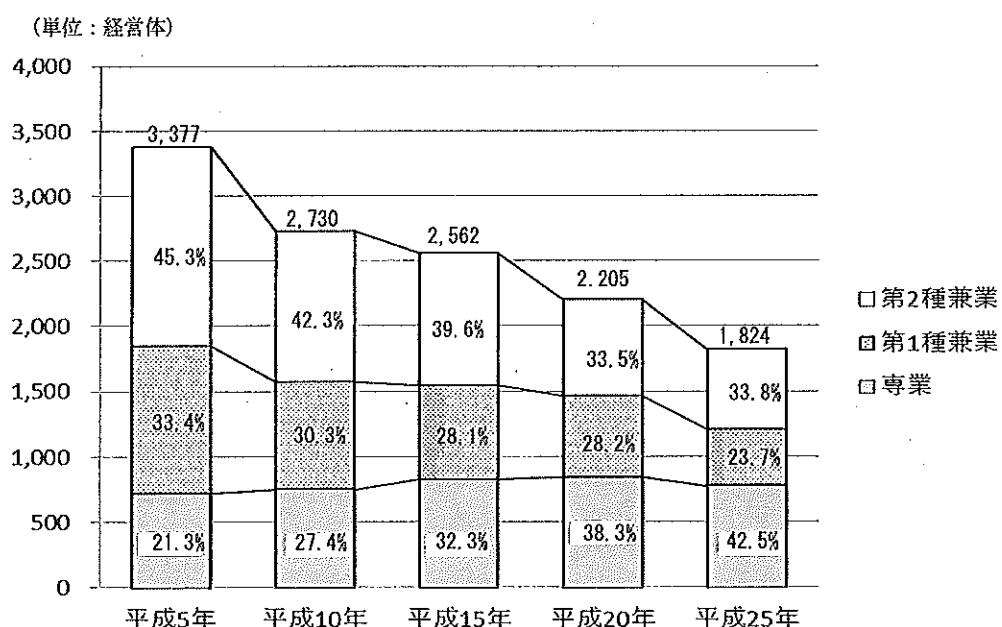


表7 専兼業別個人経営体数

区分		総数		専業		第1種兼業		第2種兼業		単位:経営体、%	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
平成5年		3,377	100.0	719	21.3	1,129	33.4	1,529	45.3		
平成10年		2,730	100.0	749	27.4	826	30.3	1,155	42.3		
平成15年		2,562	100.0	827	32.3	721	28.1	1,014	39.6		
平成20年		2,205	100.0	845	38.3	622	28.2	738	33.5		
平成25年		1,824	100.0	776	42.5	432	23.7	616	33.8		
H20との比較	増減数	△381		△69		△190		△122			
	増減率	△17.3		△8.2		△30.5		△16.5			

① 専業：個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

② 第1種兼業：個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

③ 第2種兼業：個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

### (3) 専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数

#### =専兼業とともに釣の割合が最も多い=

専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数をみると、専兼業とともに「釣」が最も多く、専業では398経営体、第1種兼業では159経営体、第2種兼業では245経営体であった。

構成比については、専業で「釣」が51.3%と最も高く、次いで「採貝・採藻」が27.2%、「刺網」が7.1%となり、第1種兼業、第2種兼業においても、全体に占める割合は「釣」、「採貝・採藻」、「刺網」の順となった。

図8 専兼業別主とする漁業種類別個人経営体数構成比

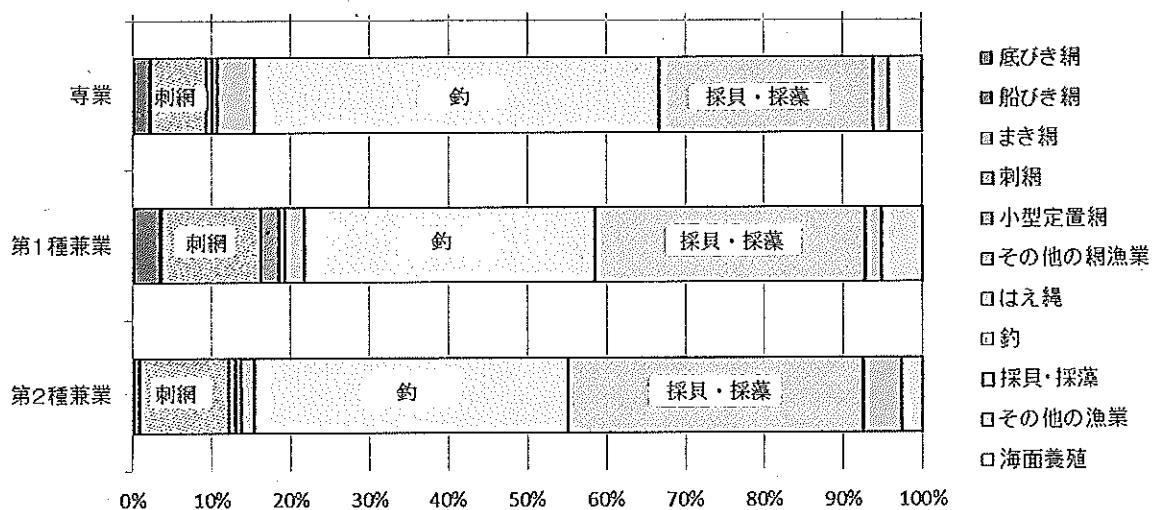


表8 専業兼業別主とする漁業種類別個人経営体数

単位:経営体、%

区分	総数	専業		第1種兼業		第2種兼業		
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
総 数	1,824	100.0	776	100.0	432	100.0	616	100.0
底びき網	36	2.0	16	2.1	15	3.5	5	0.8
船びき網	2	0.1	-	0.0	1	0.2	1	0.2
まき網	1	0.1	1	0.1	-	0.0	-	0.0
刺 網	178	9.8	55	7.1	54	12.5	69	11.2
大型定置網	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
小型定置網	21	1.2	6	0.8	10	2.3	5	0.8
その他の網漁業	12	0.7	5	0.6	3	0.7	4	0.6
はえ繩	59	3.2	37	4.8	11	2.5	11	1.8
釣	802	44.0	398	51.3	159	36.8	245	39.8
採貝・採藻	589	32.3	211	27.2	148	34.3	230	37.3
その他の漁業	54	3.0	15	1.9	9	2.1	30	4.9
海面養殖	70	3.8	32	4.1	22	5.1	16	2.6

#### (4) 後継者の有無別個人経営体数

=後継者のいない経営体が9割以上=

個人経営体の後継者の有無をみると、「後継者がいない」経営体が 1,695 経営体（構成比 92.9%）と 9 割以上を占める。

前回と比べ、「後継者がいる」経営体は 24 経営体（22.9%）増加して 129 経営体（構成比 7.1%）であった。

図9 後継者の有無別個人経営体数

(単位:経営体)

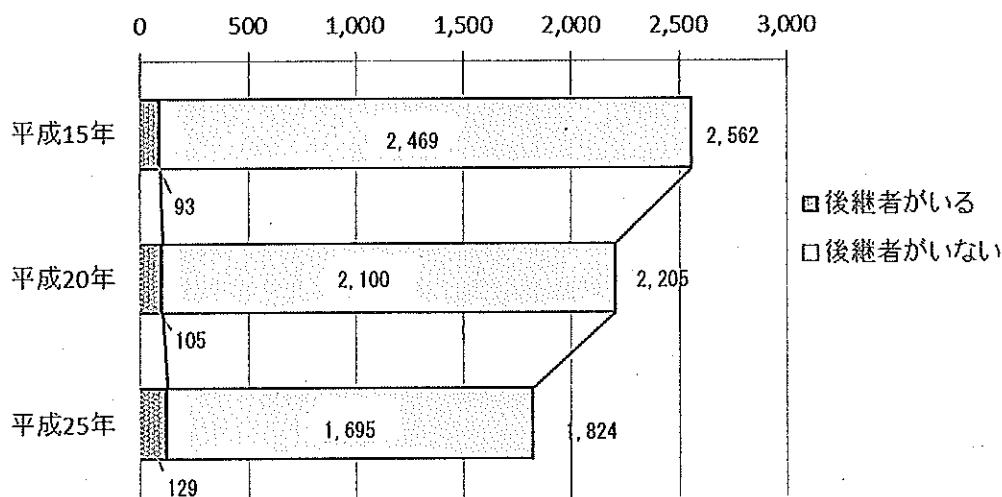


表9 後継者の有無別個人経営体数

単位:経営体・%

区分	平成15年		平成20年		平成25年		H20との比較	
		構成比		構成比		構成	増減数	増減率
計	2,562	100.0	2,205	100.0	1,824	100.0	△ 381	△ 17.3
後継者がいる	93	3.6	105	4.8	129	7.1	24	22.9
後継者がいない	2,469	96.4	2,100	95.2	1,695	92.9	△ 405	△ 19.3

## (5) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

=基幹的漁業従事者が65歳以上である経営体の割合が6割を超えた=

基幹的漁業従事者を性別でみると、男性が中心となる経営体が1,813経営体（構成比99.4%）とほとんどを占め、女性が中心となる経営体は11経営体（同0.6%）であった。

男性が中心となる経営体を年齢別でみると、「65歳以上」が1,137経営体（同62.3%）と最も多く、次いで「60~64歳」が304経営体（同16.7%）、「50~59歳」が242経営体（同13.3%）であった。

図10 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

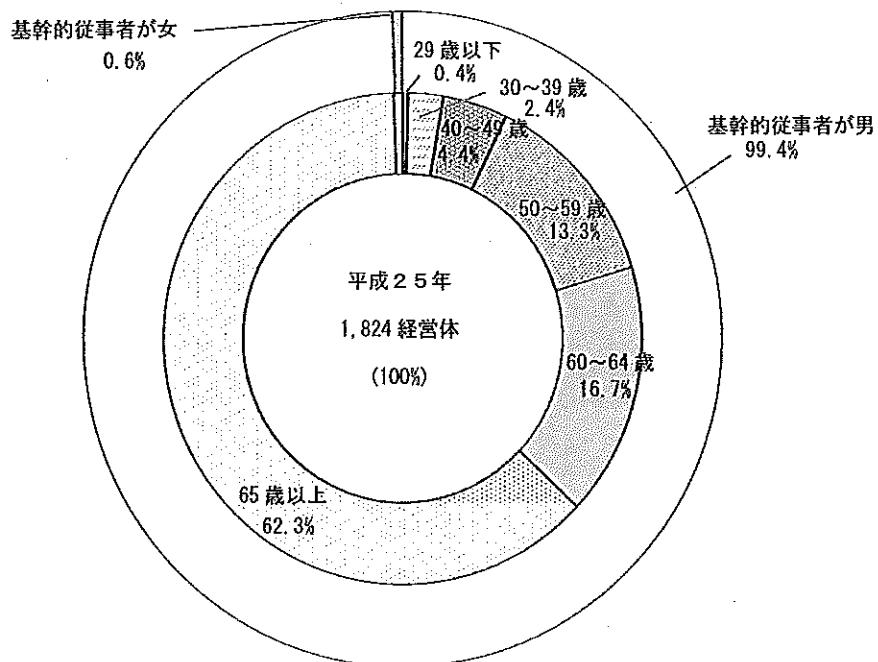


表10 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

単位：経営体、%

区分		漁業経営体数								H20との比較	
		平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	増減数
総 数		3,377	100.0	2,730	100.0	2,562	100.0	2,205	100.0	1,824	100.0
海上作業に従事した世帯員がない経営体		4	0.1	4	0.1	-	-	1	0.0	-	△ 1 △ 100.0
海上作業に従事した世帯員がある経営体	基幹的漁業従事者が男	3,353	99.3	2,711	99.3	2,547	99.4	2,184	99.0	1,813	99.4
		13	0.4	6	0.2	8	0.3	16	0.7	7	0.4 △ 9 △ 56.3
		114	3.4	62	2.3	35	1.4	34	1.5	43	2.4 9 26.5
		432	12.8	271	9.9	178	6.9	108	4.9	80	4.4 △ 28 △ 25.9
		813	24.1	471	17.3	498	19.4	375	17.0	242	13.3 △ 133 △ 35.5
		787	23.3	537	19.7	329	12.8	344	15.6	304	16.7 △ 40 △ 11.6
		1,194	35.4	1,364	50.0	1,499	58.5	1,307	59.3	1,137	62.3 △ 170 △ 13.0
	基幹的従事者が女	20	0.6	15	0.5	15	0.6	20	0.9	11	0.6 △ 9 △ 45.0

### 3 海面養殖業

#### (1) 営んだ養殖種類別経営体数（延数）

=全ての養殖種類で減少=

営んだ養殖種類別経営体数（延数）をみると、「わかめ類」が82経営体と最も多く、次いで「かき類」が32経営体であった。

前回と比べ、全ての養殖種類で減少した。

図11 営んだ養殖種類別経営体数

(単位:経営体)

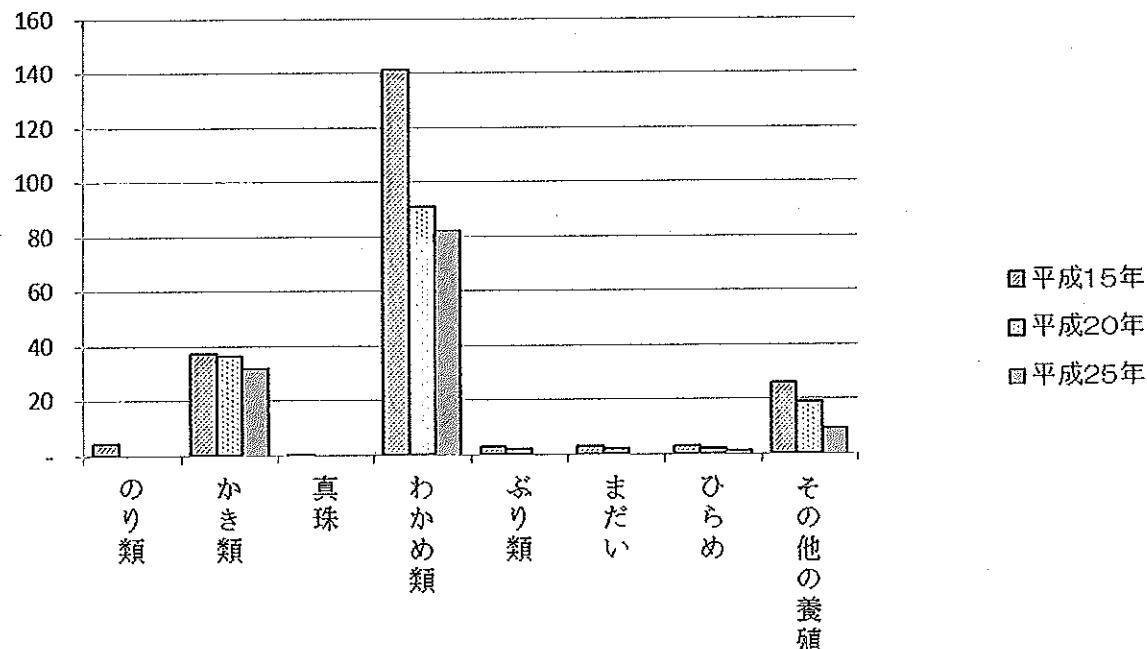


表11 営んだ養殖種類別経営体数(延数)

区分	単位:経営体										
	のり類	かき類	真珠	真珠母貝	わかめ類	ぶり類	ほたてかい	まだい	ひらめ	他の養殖 [いたやがい]	
平成5年	-	13	1	-	282	12	4	11	14	70	38
平成10年	-	5	1	-	195	6	-	4	9	30	15
平成15年	4	37	1	-	141	3	-	3	3	26	...
平成20年	-	36	-	-	91	2	-	2	2	19	...
平成25年	-	32	-	-	82	-	-	-	1	9	...
H20との比較 増減率	-	△4	-	-	△9	△2	-	△2	△1	△10	...
	-	△11.1	-	-	△9.9	△100.0	-	△100.0	△50.0	△52.6	...

注) 平成15年漁業センサスから「他の養殖」の内訳は調査していない。

## 4 漁業就業者

### (1) 年齢別漁業就業者数

=30~34歳、40~44歳で増加=

漁業就業者は3,032人となり、前回と比べ657人(△17.8%)減少した。

年齢別にみると、「65歳以上」が1,328人(構成比43.8%)と最も多く、次いで「60~64歳」が455人(同15.0%)、「55~59歳」が307人(同10.1%)であった。

増加したのは、「30~34歳」が55人(57.9%)、「40~44歳」が31人(23.8%)であった。

一方、減少したのは「55~59歳」が171人(△35.8%)、「50~54歳」が151人(△47.2%)などであった。

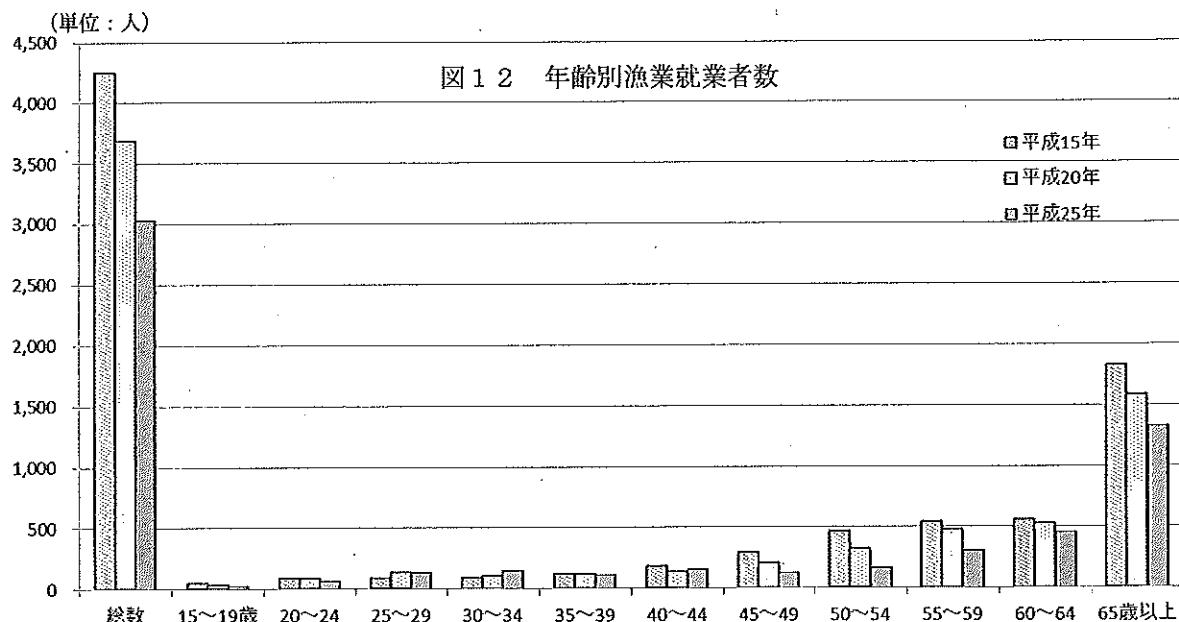


表12 年齢別漁業就業者数

単位：人、%

区分	漁業就業者数									H20との比較	
	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年		
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	増減数	増減率
总数	6,101	100.0	4,921	100.0	4,247	100.0	3,689	100.0	3,032	100.0	△ 657 △ 17.8
15~19歳	19	0.3	26	0.5	42	1.0	31	0.8	22	0.7	△ 9 △ 29.0
20~24歳	67	1.1	60	1.2	81	1.9	80	2.2	67	2.2	△ 13 △ 16.3
25~29歳	103	1.7	72	1.5	84	2.0	132	3.6	132	4.4	0 0.0
30~34歳	170	2.8	116	2.4	82	1.9	95	2.6	150	4.9	55 57.9
35~39歳	298	4.9	168	3.4	114	2.7	118	3.2	115	3.8	△ 3 △ 2.5
40~44歳	494	8.1	285	5.8	179	4.2	130	3.5	161	5.3	31 23.8
45~49歳	647	10.6	484	9.8	290	6.8	204	5.5	126	4.2	△ 78 △ 38.2
50~54歳	668	10.9	542	11.0	459	10.8	320	8.7	169	5.6	△ 151 △ 47.2
55~59歳	1,032	16.9	598	12.2	539	12.7	478	13.0	307	10.1	△ 171 △ 35.8
60~64歳	1,157	19.0	843	17.1	556	13.1	524	14.2	455	15.0	△ 69 △ 13.2
65歳以上	1,446	23.7	1,727	35.1	1,821	42.9	1,577	42.7	1,328	43.8	△ 249 △ 15.8

## 5 漁 船

### (1) 漁船種類別隻数・トン数

=全ての種類の漁船で減少=

漁船隻数をみると、総隻数は2,655隻となり、前回と比べ585隻 ( $\triangle 18.1\%$ ) 減少した。

これを漁船種類別にみると、「動力漁船」が401隻 ( $\triangle 21.7\%$ )、「船外機付漁船」が172隻 ( $\triangle 12.6\%$ )、「無動力漁船」が12隻 ( $\triangle 41.4\%$ ) 減少した。

図13-1 漁船種類別隻数構成比

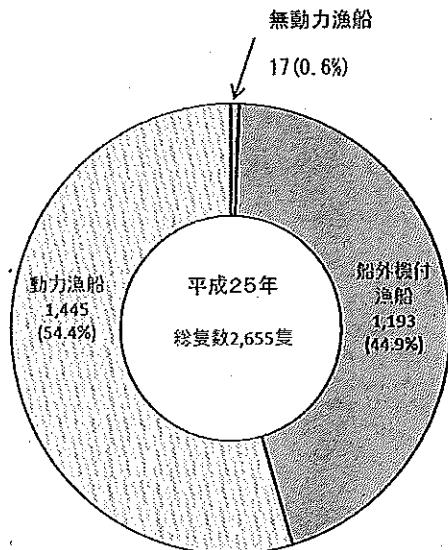


図13-2 漁船種類別隻数

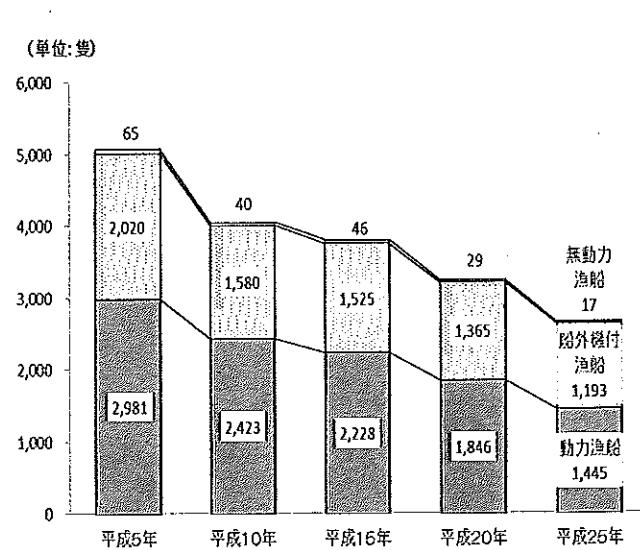


表13 漁船種類別隻数・トン数

単位:隻、トン、%

区分	総隻数	無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船		
				隻数	総トン数	1隻平均トン数
平成5年	5,066	65	2,020	2,981	24,055.94	8.07
平成10年	4,043	40	1,580	2,423	18,891.44	7.80
平成15年	3,799	46	1,525	2,228	16,086.09	7.22
平成20年	3,240	29	1,365	1,846	11,254.10	6.10
平成25年	2,655	17	1,193	1,445	10,911.70	7.55
H20との比較	増減数	$\Delta 585$	$\Delta 12$	$\Delta 172$	$\Delta 401$	1.45
	増減率	$\Delta 18.1$	$\Delta 41.4$	$\Delta 12.6$	$\Delta 21.7$	23.9

## (2) 動力漁船規模別隻数

= 5トン未満が大きく減少 =

動力漁船をトン数別にみると、「1~3トン未満」が485隻(構成比33.6%)と最も多く、次いで「3~5トン未満」が469隻(△32.5%)、「5~10トン未満」が164隻(△11.3%)であった。

前回と比べ増加したのは、「200トン以上」が4隻(400%)であった。

一方、減少したのは、「1~3トン未満」が151隻(△23.7%)、次いで「3~5トン未満」が111隻(△19.1%)、「1トン未満」が102隻(△40.8%)などであり、5トン未満が大きく減少した。

(単位:隻)

図14 動力漁船規模別隻数及び構成比

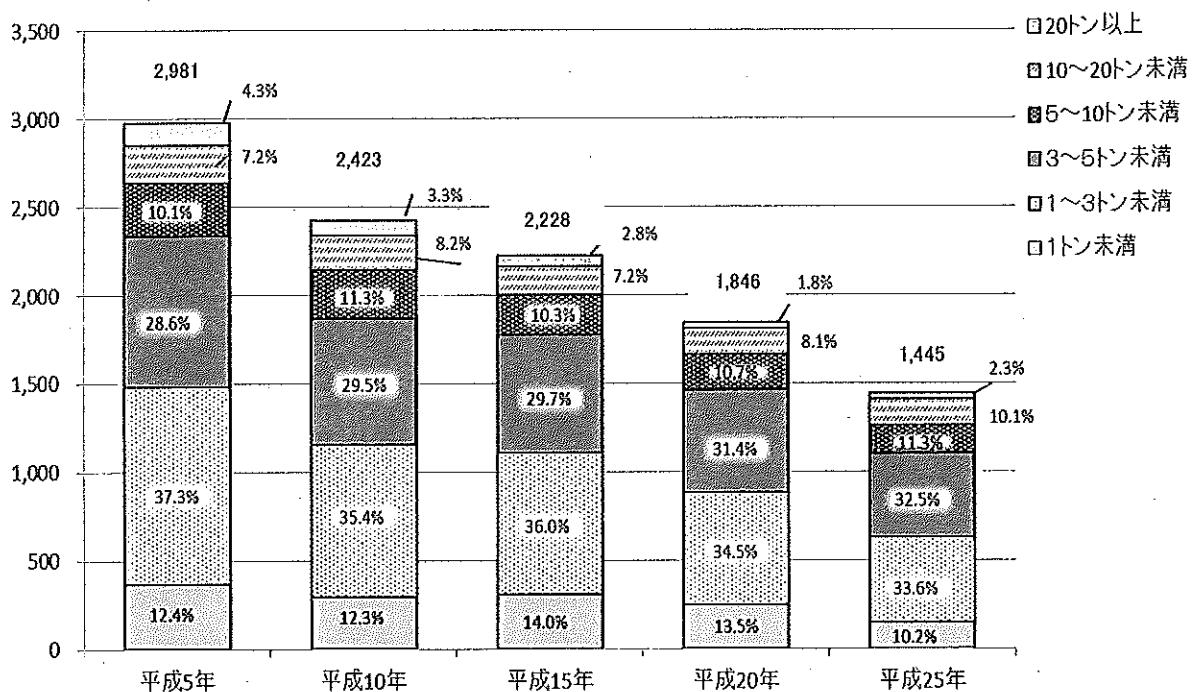


表14 動力漁船規模別隻数

単位:隻、%

区分	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成25年		H20との比較	
		構成比	増減数	増減率								
総数	2,981	100.0	2,423	100.0	2,228	100.0	1,846	100.0	1,445	100.0	△ 401	△ 21.7
1トン未満	370	12.4	298	12.3	313	14.0	250	13.5	148	10.2	△ 102	△ 40.8
1~3トン未満	1,113	37.3	857	35.4	801	36.0	636	34.5	485	33.6	△ 151	△ 23.7
3~5トン未満	854	28.6	715	29.5	662	29.7	580	31.4	469	32.5	△ 111	△ 19.1
5~10トン未満	302	10.1	274	11.3	230	10.3	197	10.7	164	11.3	△ 33	△ 16.8
10~20トン未満	214	7.2	198	8.2	160	7.2	149	8.1	146	10.1	△ 3	△ 2.0
20~30トン未満	6	0.2	2	0.1	2	0.1	2	0.1	1	0.1	△ 1	△ 50.0
30~50トン未満	27	0.9	11	0.5	4	0.2	2	0.1	-	0.0	△ 2	△ 100.0
50~100トン未満	49	1.6	38	1.6	31	1.4	18	1.0	16	1.1	△ 2	△ 11.1
100~200トン未満	41	1.4	25	1.0	20	0.9	11	0.6	11	0.8	0	0.0
200トン以上	5	0.2	5	0.2	5	0.2	1	0.1	5	0.3	4	400.0